

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

御殿場市

2 構造改革特別区域の名称

六次産業化を核とした観光推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

御殿場市の全域

4 構造改革特別区域の特性

御殿場市（以下「本市」という。）は、富士山や箱根山麓を始めとする恵まれた自然環境と首都圏から100km圏の立地条件を生かして、国内有数の観光や商業施設が立地する観光都市である。また、高原の冷涼な気候を生かして、近代史に登場する著名人の別荘など避暑地や保養所も多く存在する。このため、年間を通じて観光客が多く宿泊施設が不足している状況である。

また、首都圏から近い立地条件を生かして、日本の先端技術を担う大企業の工場や研究所、研修施設なども多く進出しており、富士山と箱根山を背景とした緑と歴史情緒ある豊かな地方都市である。

本市は、富士登山をはじめ、ショッピング、観光など年間を通じて多くの観光客が訪れることから、観光業が本市を代表する産業の一つである。その一方で、農業は停滞しており、農家世帯数は、2000年に、2,401世帯であったのに対して、2015年は2,125世帯と減少傾向にあり、地域農業のブランド化、農家民宿など、農作物に付加価値をつけることで、農家の収益向上による儲かる農業を目指す必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

富士山の豊かな自然が育んだ良質な米と、湧き水を原料として製造される濁酒は、本市の新たなコンテンツとなり、今後の地域への集客効果が期待できる。また、濁酒の製造を目的とした農家民宿や農家レストランの利用者の増加により、地域農業の活性化につながる。

加えて、濁酒の製造を持続的な取り組みとするには、製造及び提供にかかるPRの推進等、農業者のほか、観光協会、観光関連の事業所との異業種連携が生まれ、濁酒などの特産物を生かした地域イベントの開催や田舎暮らし

体験ツアーなど、地域の新たな観光コンテンツとなり、さらなる観光客の増加による地域活性化を期待している。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市の良質な米と、富士の湧き水を主な原料とする濁酒の製造・提供は、現在展開している地域ブランド推進に取り組んでいる農業の六次産業化にもつながるものである。

さらに、一部地域においては、農業を核にした地域の活性化に取り組んでおり、農家民宿や農業体験の受入を先進的に実施している。今後は、濁酒を新たな地域のコンテンツとして、体験・交流に幅を持たせるなど、農業を通じた地域の発展を目指すものである。

また、濁酒の製造免許に係る特例措置の対象は特定農業者に限定されており、濁酒が新たな地域の魅力創出につながると考える市内の農業者が、農家民宿等の新規開設について検討、実践することにより、市内農業者の所得向上に寄与し、地域農業の活性化が図られる。

併せて、濁酒を地域の新たな観光資源として、情報発信を行うことにより、観光誘客を図り、農業及び観光業等の地域産業の活性化による経済波及効果を目指すものである。

構造改革特別区域内において、こうした取り組みを推進していくことにより、濁酒を新たな地域のコンテンツとして位置付け、地域活性化につなげていくことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域農業の活性化

市内農業者が、農家民宿、農家レストランの営業のほか、濁酒の製造・提供などに取り組むことは、農業者の二次・三次産業への参入を支援することとなり、地域の六次産業化を推進して、地域農業の新たな形を形成する。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 32 年度以降
農家民宿等による濁酒製造免許の新規取得件数(累計)	0 件(0)	1 件(1)	2 件(3)

(2) 異業種連携による各種事業推進

本事業をとおして農業者と観光の関係者との新たな異業種の連携体制を構築することとなり、地域の新たなイベントや農業体験などの観光資源を創出して、地域全体の活性化につながる。

(3) 地域の経済活性化

農業及び観光の異業種連携は、情報交換や産業連携体制の構築を図ることとなり、地域産業全体の振興と事業に携わる市民の所得向上に寄与する。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一人当たり市民所得	3,273 千円	3,300 千円	3,330 千円

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

御殿場市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン（飲食店）などを経営する農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る年間6キロリットルの最低製造数量基準が適用されず、

少ない製造数量であっても酒類の製造免許を取得することが可能となる。

こうした特例措置を受けることは、これまで地域住民が主体となって取り組む地域資源を生かした特色ある地域づくりを一段と活性化させる契機となるとともに、濁酒の製造に伴う農作物の地産地消や農業6次産業化の推進にも波及すると考える。

また、濁酒の製造については、農家民宿や農家レストランの新規開設を促進する効果ももたらされることから、小規模ながらも本業である農業以外の副業として、農家所得を向上させる契機として期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。